

2. 協定書・覚書

○防災活動への協力に関する協定先一覧

応急対策関係

協定締結先	締結日	協力業務
山口県	平成 24 年 1 月 12 日	応急措置全般
国土交通省中国地方整備局	平成 24 年 2 月 10 日	情報交換
山口県	平成 24 年 4 月 1 日	消防活動相互応援
山口県	平成 24 年 4 月 1 日	消防防災ヘリ応援
有限会社カーアシスト・吉田	平成 27 年 2 月 16 日	レッカー車両による被災者の救助、障害物の除去
社会福祉法人田布施町社会福祉協議会	令和 3 年 12 月 20 日	災害ボランティアセンターの設置・運営
山口県産業ドローン協会	令和 4 年 8 月 24 日	ドローンによる被災状況の把握、被災者の捜索、平時の防災啓発事業及び防災訓練

物資関係

協定締結先	締結日	協力業務
マックスバリュ西日本株式会社 「令和 6 年 3 月 1 日～(株)フジ」	平成 20 年 5 月 30 日	物資の供給（供給物資の一覧は P 資－2－8 に掲載）、避難場所の提供
NPO 法人コメリ災害対策センター	平成 26 年 8 月 1 日	物資の供給（供給物資の一覧は P 資－2－37 に掲載）
ホームプラザナフコ 田布施店	平成 26 年 8 月 1 日	物資の供給（供給物資の一覧は P 資－2－40 に掲載）
生活協同組合コープやまぐち	平成 26 年 8 月 19 日	物資の供給（供給物資の一覧は P 資－2－43 に掲載）
山口県 LP ガス協会 柳井支部	平成 26 年 11 月 14 日	LP ガスの供給
株式会社ナフコ	令和 3 年 4 月 21 日	物資の供給（供給物資の一覧は P 資－2－68 に掲載）
株式会社コム・ソート(ダスキンレントオール周南ステーション)	令和 5 年 5 月 18 日	資機材等の提供（レンタル資機材の一覧は P 資－2－80）
福山通運株式会社 柳井営業所	令和 5 年 7 月 21 日	防災備蓄品、物資の配送
株式会社日米クック	令和 5 年 7 月 21 日	給食支援業務等
株式会社キロク平生営業所	令和 6 年 3 月 5 日	レンタル資機材の提供
光東株式会社	令和 6 年 6 月 20 日	資機材の提供

避難所関係

協定締結先	締結日	協力業務
社会福祉法人 施福会	平成23年 9月 1日	福祉避難所開設・運営 (特別養護老人ホームたぶせ苑)
医療法人 松栄会	平成23年10月 1日	福祉避難所開設・運営 (老人保健施設そよかぜ)
医療法人 社団 光仁会	平成23年10月 1日	福祉避難所開設・運営 (グループホームさくら)
医療法人 寿恵会	平成23年10月 1日	福祉避難所開設・運営 (弘和クリニック)
山口県立田布施農工高校	平成30年 8月 1日	避難所開設
山口県立田布施総合支援学校	令和 2年12月 1日	避難所開設 (高等部)
社会福祉法人 城南学園	令和 3年 4月 1日	避難所開設 (地域交流ホーム棟)
株式会社 人生経営	令和 4年 9月 8日	避難所開設(やのくにホール)

その他の協力関係

協定締結先	締結日	協力業務
西日本電信電話株式会社	平成24年10月29日	特設公衆電話の設置及び 利用・管理
山口県行政書士会	平成25年10月 4日	行政書士業務
ヤフー株式会社	平成27年 7月22日	避難情報発信支援
丸久株式会社	平成28年12月 2日	災害対策支援
日本郵便株式会社	平成29年12月26日	郵便業務
山口県立田布施農工高等学校	平成30年 8月 1日	ヘリポート開設
1市4町2企業団	平成30年 8月28日	水道災害相互支援
山口県立田布施農工高等学校	平成31年 3月26日	防災教育及び地域防災活動
山口県、山口県環境整備事業協同組合	令和 4年 5月24日	し尿等の収集運搬
山口県弁護士会	令和 4年 8月22日	生活再建、復旧復興支援
公益社団法人山口県獣医師会	令和 5年 6月15日	動物救護活動
中国電力ネットワーク株式会社 柳井ネットワークセンター	令和 5年 7月31日	広報及び要員派遣
ジェムカ株式会社	令和 6年 1月 1日	災害廃棄物処理
有限会社田布施衛生社 有限会社ひらお	令和 6年 4月 1日	し尿等の収集運搬等
株式会社 デベロッパ 大晃ホールディングス株式会社	令和 6年10月 1日	移動式宿泊施設等の提供

○防災活動への協力に関する協定書

田布施町（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）とは、防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、町内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

（1）甲が物資を調達する必要があると認めるときに、乙の保有する物資等を供給すること。

（2）乙の店舗であるマックスバリュ田布施店の駐車場を、被災者に対し、一次避難場所として提供すること。

（要請手続き）

第2条 前条に掲げる要請は、原則として要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から第1条に規定する要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他、甲が指定する物資

（物資等の費用負担）

第5条 乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（物資等の運搬、引渡し）

第6条 物資等の引渡し場所（以下「当該場所」という。）は甲が指定するものとし、当該場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は当該場所に職員を派遣し、乙の提出する納品書（様式第2号）により確認の上、物資等を引き取るものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、物資等の引渡しが完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは内容を確認し、遅滞なく費用の支払いを行うものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第9条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

（1）甲及び乙が共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

（2）甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練

2 前項に規定する協力とは、物心両面によるものとする。

（連絡責任者）

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、平成20年5月30日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。ただし、乙が第1条（2）で掲げる店舗が閉店した場合、並びに、第4条に掲げる物資等を取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年5月30日

甲 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1

田布施町長

乙 兵庫県姫路市北条口4丁目4番地

マックスバリュ西日本株式会社
代表取締役社長

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

マックスバリュ田布施店長 様

田 布 施 町 長

災害時における物資等の供給要請書

防災活動への協力に関する協定書第 2 条に基づき、次のとおり物資等の供給を要請します。

物資名（品 目）	数 量	引渡し場所	備 考

担当 田布施町災害対策本部
総 務 課

担当者

様式第 2 号（第 6 条関係）

物 資 等 納 品 書

年 月 日付け、災害時における物資等の供給要請書により、次の物資等を納品したことを確認いたします。

物資名（品 目）	数 量	引渡し場所	備 考

年 月 日

マックスバリュ西日本株式会社
担当者 印

田 布 施 町 総 務 課
担当者 印

別表（第4条関係）

災害時の主な必要物資一覧表

種 類	物 資 名
食 器 類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュ、石鹼、洗濯石鹼(粉)、紙オムツ
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品
	ウェットティッシュ、ライター（使い捨てライター等）
	マスク
光熱材料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク
食 糧	米、パン、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、各種野菜
	粉ミルク、インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース
	マヨネーズ、玉子、菓子類、塩、調味料、お茶

- （１）応急食糧等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。
- （２）品目は上記の他、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

災害時の福祉避難所の運営に関する協定書



田布施町(以下「甲」という。)及び社会福祉法人 施福会(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、田布施町地域防災計画及び山口県健康福祉部厚政課策定の災害救助マニュアル(以下「災害救助マニュアル」という。)に基づき乙が運営する特別養護老人ホーム たぶせ苑(以下「対象施設」という。)を福祉避難所として運営することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定において、福祉避難所とは、災害救助マニュアルに基づき、高齢者、障害者、その他の者であって避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活に何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介護者(家族を含む。)を受け入れる避難所とする。

(要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所を開設を要請するものとする。

(福祉避難所の開設)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

(福祉避難所の運営)

第4条 乙は、対象施設の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に対し、前項の援助に要する食料品及び生活物資等を供給するものとする。

(経費の負担)

第5条 福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の額は、災害救助マニュアルを基準とし、甲乙協議の上決定する。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、それぞれ代表者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年9月1日

甲 田布施町大字下田布施3440番地1

田布施町長 長 信 正 治

印

乙 田布施町大字宿井406番地

社会福祉法人 施福会

理 事 長 石 田 修 一



災害時の福祉避難所の運営に関する協定書

田布施町(以下「甲」という。)及び医療法人 松栄会(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、田布施町地域防災計画及び山口県健康福祉部厚政課策定の災害救助マニュアル(以下「災害救助マニュアル」という。)に基づき乙が運営する老人保健施設 そよかぜ (以下「対象施設」という。)を福祉避難所として運営することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定において、福祉避難所とは、災害救助マニュアルに基づき、高齢者、障害者、その他の者であって避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活に何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介護者(家族を含む。)を受け入れる避難所とする。

(要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

(福祉避難所の開設)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

(福祉避難所の運営)

第4条 乙は、対象施設の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に対し、前項の援助に要する食料品及び生活物資等を供給するものとする。

(経費の負担)

第5条 福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の額は、災害救助マニュアルを基準とし、甲乙協議の上決定する。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、それぞれ代表者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年10月1日

甲 田布施町大字下田布施3440番地1

田布施町長 長 信 正 治

印

乙 田布施町大字宿井414番地5

医療法人 松栄会

理事長 坂 本 達 哉



災害時の福祉避難所の運営に関する協定書

田布施町(以下「甲」という。)及び医療法人 社団 光仁会(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、田布施町地域防災計画及び山口県健康福祉部厚政課策定の災害救助マニュアル(以下「災害救助マニュアル」という。)に基づき乙が運営するグループホームさくら(以下「対象施設」という。)を福祉避難所として運営することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定において、福祉避難所とは、災害救助マニュアルに基づき、高齢者、障害者、その他の者であって避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活に何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介護者(家族を含む。)を受け入れる避難所とする。

(要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所を開設を要請するものとする。

(福祉避難所の開設)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

(福祉避難所の運営)

第4条 乙は、対象施設の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に対し、前項の援助に要する食料品及び生活物資等を供給するものとする。

(経費の負担)

第5条 福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の額は、災害救助マニュアルを基準とし、甲乙協議の上決定する。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、それぞれ代表者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年10月1日

甲 田布施町大字下田布施3440番地1

田布施町長 長 信 正 治

印

乙 田布施町大字下田布施806番地

医療法人 社団 光仁会

理事長 市 川 晃

印

災害時の福祉避難所の運営に関する協定書

田布施町(以下「甲」という。)及び医療法人 寿恵会(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、田布施町地域防災計画及び山口県健康福祉部厚政課策定の災害救助マニュアル(以下「災害救助マニュアル」という。)に基づき乙が運営する弘和クリニック(以下「対象施設」という。)を福祉避難所として運営することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定において、福祉避難所とは、災害救助マニュアルに基づき、高齢者、障害者、その他の者であって避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活に何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介護者(家族を含む。)を受け入れる避難所とする。

(要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所を開設を要請するものとする。

(福祉避難所の開設)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

(福祉避難所の運営)

第4条 乙は、対象施設の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に対し、前項の援助に要する食料品及び生活物資等を供給するものとする。

(経費の負担)

第5条 福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の額は、災害救助マニュアルを基準とし、甲乙協議の上決定する。

(協議)

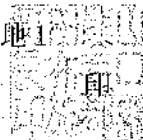
第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、それぞれ代表者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年10月1日

甲 田布施町大字下田布施3440番地1

田布施町長 長 信 正 治



乙 田布施町大字波野197番地1

医療法人 寿恵会

理事長 曾 田 貴 子

